

申請期限は令和2年6月30日(郵送の場合は当日消印有効)です。ただし、納期限が令和2年7月1日から令和3年2月1日までに到来するものは、それぞれの納期限が申請期限になります。
(やむを得ず遅れる場合は理由書を添付してください。)

整理番号

收受印

徴収猶予申請書

特

鳴門市長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号: _____ 携帯電話: _____		申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名称	印		※職員記入欄 通信日付印 _____ 申請書番号 _____ 処理年月日 _____			
納付又は納入すべき税	年度	税目 (市県民税等)	納期限	税額 (円)	本税以外 (延滞金等)	納税通知書の 通知番号	下記の日まで納税を猶予してください。 (注: 最長で納期限の1年後までです。)
	R2		・ ・				令和 年 月 日 までに支払います。
	R2		・ ・				令和 年 月 日 までに支払います。
	R2		・ ・				令和 年 月 日 までに支払います。
	R2		・ ・				令和 年 月 日 までに支払います。
	R2		・ ・				令和 年 月 日 までに支払います。
合計			①	②			
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少	<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少	<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(ことし)			前年のおなじ月			収入減少率 1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載
	月	月	月	月	月	月	
収入							%
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出							支出平均額 (⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数 ⑫ 円
	小計	⑨	⑩	⑪			

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等(事業資金及び生活資金のことです)

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
※前ページの⑫番の金額を確認してください。						
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	0 円

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高)	−	⑬ (当面の支出見込額)		納付可能金額(⑮)	0 円
	=				(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	−	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
0 円		0 円		0 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所 企画総務部 税務課 収納管理担当

電話088-684-1132 FAX088-684-1336 メール zeimu@city.naruto.i-tokushima.jp

〒772-8501
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市役所 企画総務部
税務課 収納管理担当 行

(切り取って封筒に貼り付けてください)

投函前に郵送すべき資料を再度ご確認ください。

- 申請書(2ページ)
- ことしの当該月の収入がわかる資料の写し(例:売上帳、給与明細、預金通帳)
- 前年同月の収入がわかる資料(例:売上帳、給与明細、預金通帳)
- 現預金の残高がわかる資料(例:現金出納帳、預金通帳)

記入内容に漏れがないか再度ご確認ください。

- 電話番号または携帯電話番号